建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月10日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年３月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　石井建設工業株式会社　石井　一登　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―38―30　国土交通大臣許可（特―24）第2052号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年１月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月10日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年３月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社江田組　高橋　　明　埼玉県さいたま市北区東大成町１―548―３　国土交通大臣許可（特―22）第23835号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年１月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月10日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年３月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社木村技研　木村　朝映　東京都世田谷区上用賀４―９―19　国土交通大臣許可（般・特―23）第10953号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可並びに管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年１月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月10日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年３月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　協和産業株式会社　樋口　裕幸　東京都杉並区上井草２―19―20　国土交通大臣許可（般―22）第10751号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年２月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月10日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年３月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　レンドリース・ジャパン株式会社　アンドリュー　ガウチ　東京都港区赤坂１―７―１赤坂榎坂森ビル３階　国土交通大臣許可（般・特―21）第20194号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年２月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月10日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年３月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社栗原造園　栗原美津枝　埼玉県加須市細間1118　国土交通大臣許可（般―24）第17661号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年２月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月10日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年３月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社石垣　石垣　真　東京都中央区京橋１―１―１　国土交通大臣許可（特―24）第2567号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年２月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月10日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年３月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シー・アイ・シー　芳賀　英吾　東京都台東区北上野１―10―14　国土交通大臣許可（般・特―23）第24112号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年２月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１３２号
愛知県一宮市北丹町８番地７
申立人　坂本由香利
本籍愛知県一宮市萩原町萩原字御茶屋19番地、最後の住所愛知県一宮市萩原町萩原字友重59番地、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日平成26年２月１日、出生の場所佐賀県杵島郡住吉村、出生年月日昭和23年10月25日、職業無職
被相続人　亡　森田　　忠
事務所名古屋市東区東片端町23　東片端サンコービル　名城法律事務所
相続財産管理人　弁護士　朴　　憲洙
名古屋家庭裁判所一宮支部

平成２６年（家）第５２１号
京都府京都市西京区嵐山山田町５番地
申立人　青山きみゑ
本籍京都市中京区神泉苑町通姉小路上る神泉苑町26番地、最後の住所京都市下京区西七条赤社町47番地、死亡の場所京都市下京区、死亡年月日平成25年９月30日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和22年５月31日、職業不詳
被相続人　亡　島田　　勉
事務所京都市上京区河原町荒神口下ル上生洲町221　キトウビル201髙井司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　岸本　政信
京都家庭裁判所